

宮崎市観光戦略課
令和6年4月10日

第五次宮崎市観光振興計画策定事業業務委託 に対する質問と回答について

	質問項目	質問内容	回答
1	実施要領 6	JV（共同企業体）における「宮崎市税に滞納がないことの証明」の取り扱いについて	・宮崎市内に本店または支店等がなく課税がない場合は、国税に滞納がないことの証明（写し可：法人税および消費税（地方消費税含む）※令和6年1月22日以降に発行されたもの）を提出して下さい。